

県内の交差点で初めて 「ラウンドアバウト」導入

ラウンドアバウト（環状交差点）は、信号機や一時停止の規制を設けず
中央部の円形地帯を時計回りに通行する交差点です。



導入の効果

●安全

速度の抑制、交錯ポイントの減少

事故の抑止

●円滑・環境

信号による停止・待ち時間の解消、多岐交差点の制御が可能、信号制御の電力不要

待ち時間解消
CO₂削減

●機能維持

災害時や停電時の交差点機能の維持

災害時に強い

●経済性

信号設置費・道路維持管理費などの削減

低コスト

通行方法

自動車



▼ラウンドアバウトの手前で、必ず徐行しましょう。横断しようとする歩行者がいる場合は、停止線で止まりましょう。

▼横断中の歩行者や環道を走っている車両が優先となりますので、歩行者や環道内の車両の有無を確認します。環道に進入する直前は徐行し、再度安全確認をしてください。

▼環道は時計回りで走行し、駐車・停車をしてはいけません。

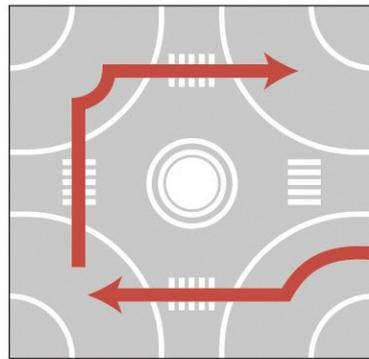
①左折するときは環道に入つてすぐに左折の合図を行い、安全確認後に左折します。
 ②直進するときは出口に近付いたら、左折の合図を行い、安全確認後に左折します。
 ③右折するときは出口に近付いたら、左折の合図を行い、安全確認後に左折します。



歩行者



▼環道内は危険ですので絶対に通行しないでください。
 ▼道路を横断するときは、自動車や自転車に注意し、必ず横断歩道を渡ってください。
 ▼横断歩道を渡るときは、特に、環道から退出する車両に注意しましょう。



完成イメージ図

●現在



●導入後



導入の目的

ラウンドアバウト（環状交差点）は、平成26年9月1日の改正道路交通法施行以来、全国の自治体で順次導入されています。令和2年3月の四国水族館オープンにあたって、交通量の大幅増加が予想されることから、交通の円滑化と事故防止などを目的にラウンドアバウトを整備します。

全ての方が安全に通行できるよう、運転される方は、歩行者を優先し安全運転を心がけましょう。



周辺整備課

☎49-80012

住民生活課

☎49-80000

県警察本部交通規制課

☎087-833-0110